

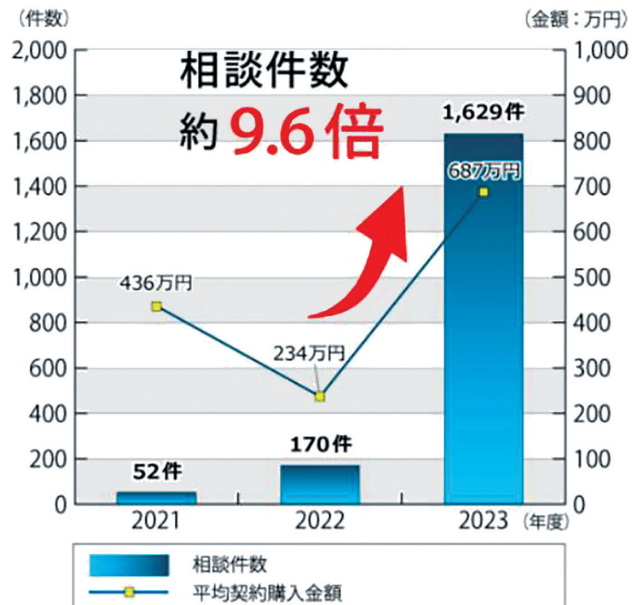
消費生活センターだより

SNSをきっかけとして勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブルにご注意！

近年、SNSをきっかけとして、著名人、評論家、学者、投資家、アナリストなどに加え、これらのアシスタント、親族などといった関係者を名乗ったり、つながりを示唆したりし、「〇〇(著名人)が主催する投資のセミナー」「〇〇(著名人)が投資のノウハウを教える」「〇〇(著名人)と知り合いで儲かる」などと勧誘され、投資名目で振り込みをしたものの、「追加費用を支払わないと出金できないと言われた」「相手と連絡が取れなくなった」などといった被害が発生しています。

こういった相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、2022年度(170件)と比べて2023年度(1,629件)は、約9.6倍と急増し、平均契約購入金額も約700万円と高額化しています。

SNS上の広告をきっかけに投資グループに誘われることが多く、いったん振り込みしてしまえば被害回復が難しいといった特徴があります。2023年度下半期以降は特に相談件数が月250件を超えていることに加え、2024年から新NISA(少額投資非課税制度)が開始されるなど、投資に関する関心は高まっており、今後もSNSの利用者は増え続けることが予想されることから、同種のトラブル防止のため、相談事例を紹介します。



図：PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）における「SNSをきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブル」の相談件数及び平均契約購入金額の推移

（独）国民生活センターHP 報道発表資料より抜粋



【相談事例】

SNSの広告で見た投資セミナーのLINEグループに登録した。そこで、実際に資産運用に成功したという事例を聞き、投資セミナーの運営事業者から勧められてFX取引(※)を始めた。FX取引アプリが無料で提供され、取引を進めると利益が出たので徐々に投資額を増やし、計500万円を毎回異なる個人名口座に振り込んでいた。その後、500万円の出金を求めたところ、「出金には税金として160万円が必要」と言われ振り込んだ。しかし、「間違った口座に入金された」と言われ、再度別の口座に160万円を請求され、指示通りに振り込んだ。しかし500万円は出金されなかった。騙されたと思うが、どうしたらいいか。(※FX取引とは通貨を買ったり売ったりしたときに発生する差額によって利益をねらう取引です。)

相談からみられる手口のイメージ

- 「著名人が投資を勧めている」「著名人と知り合い」など、著名人の知名度や実績、権威を悪用した勧誘が横行している。
- SNS上の広告について、広告審査が十分に機能しているとは評価しにくい。
- 「投資」として振り込むため、高額になりやすい。



《消費者へのアドバイス》

- SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう。

SNS上には消費者を信用させるために著名人の画像等を無断で掲載している場合があります。安易に信じることなく、著名人の公式サイトや公式アカウント等で投資に関する注意喚起が出ていないか、まずは確認するようにしましょう。

また、日本の居住者を相手に、株取引やFX取引、暗号資産取引などの金融商品取引業・暗号資産交換業を行う者は、金融商品取引法または資金決済法に基づき、登録を受ける必要があります。そのため、金融庁ホームページで登録の有無を確認することが大切です。



- 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合、それは詐欺です。振り込まないでください。

通常の株やFX等の取引で個人名義の銀行口座に振り込みさせることはありません。指定された口座が個人名義の場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。



- 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう。

自分が、何に、どういった投資を行うのかなど、基本的な内容が理解できないまま投資を行うことはやめましょう。また、相手と連絡が取れなくなるなど、被害を回復することが難しいため、SNS上で勧められる投資には、安易に資金を振り込むことはやめましょう。

- 不審に思ったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センター等に相談しましょう。

いったん振り込んでしまうと、被害回復には困難が伴います。相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、最寄りの警察（警察相談専用電話「#9110」）また、消費生活センター（消費者ホットライン「188（いやや!）」番）に相談してください。被害回復を謳った二次被害にあう可能性もありますので、不安に思ったらすぐに相談してください。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所二丁目5番1号 鈴鹿ハンターショッピングセンター 2階
TEL：059-375-7611 FAX:059-370-2900
E-mail：skshouhi@mecha.ne.jp

相談時間：面談：平日 午前10時～午後5時まで（年末年始を除く。）
電話：平日 午前9時～午前12時 午後1時～午後5時まで

◎土・日・祝日（年末年始を除く。）は「消費者ホットライン」188番へ

<発行元> 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター